

# 外郭団体等への再就職の禁止 (大阪市職員基本条例第47条)

## パターンI (第1項)



勤続20年以上の職員



勤続20年以上であつた元職員

再就職禁止



外郭団体



外郭団体の子法人



職員を派遣している団体



大阪市から財政的援助(負担金・補助金・交付金等)を受けている法人

## パターンII (第2項)

離職前5年間に営利企業又は営利企業以外の法人に対し行政上の権限を行使する職務に従事していた



勤続20年以上の職員



勤続20年以上であつた元職員

離職後2年間再就職禁止



離職前5年間に携わっていた行政上の権限に係る営利企業又は営利企業以外の法人

パターンI・IIのいずれの場合でも、市長が人事監察委員会の意見を聴いて、公務の公正性の確保に支障が生じないと認めて承認した場合には、再就職できる。



規制違反が疑われる場合、任命権者や人事監察委員会による調査が行われます。  
(職員基本条例第49～51条)

調査の結果、規制違反行為が認められた場合

違反者(法人)の氏名(名称)を公表  
(職員基本条例第52条)